



福岡医発第 1503 号(地)
令和 3 年 8 月 19 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「緊急事態措置の実施について」に関する周知について

今般、福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課より、国が本県に対し 8 月 20 日から緊急事態措置を適用することに伴い、福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において 8 月 17 日付けで「緊急事態措置の実施について」を定めた旨、周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

「緊急事態措置の実施について」

小郡三井医師会より

会長 島田昇二郎

公印省略

3 保 総 第 1 2 9 3 号

令和 3 年 8 月 18 日

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課長

「緊急事態措置の実施について」に関する周知について

平素より、本県の新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本県の新規陽性者数は、毎日1,000人近い日が続くなど爆発的な感染拡大の様相を呈しております。本県の感染状況や病床の使用状況等について国と情報共有し、協議を続けてきたところ、国は、本県に対し緊急事態措置を適用すると判断したため、8月17日に福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、別添資料のとおり、国が示す対処方針に基づいた措置を決定しました。

県民や事業者の皆様には、これまで以上に厳しい措置をお願いすることになりますが、一日も早く緊急事態措置から脱却できるよう、御協力をお願いいたします。また、関係機関などへの周知につきましても御協力をいただきますようお願いいたします。

<添付資料>

「緊急事態措置の実施について」

福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課

企画係 安川

電話番号 : 092-643-3238

ファックス : 092-643-3241



公印省略

3保総第1290号
令和3年8月17日

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部員 殿

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長
福岡県知事 服部誠太郎

緊急事態措置の実施について

本県新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和3年8月17日付けで「緊急事態措置の実施について」を定めましたので、お知らせいたします。

つきましては、内容を十分御了知いただくとともに、関係機関等への周知を図る等の対応をお願いします。

〈添付資料〉

「緊急事態措置の実施について」

なお、同日開催されました福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の資料は以下の URL より取得できます。

《新型コロナウイルス感染症ポータルページ》

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-portal.html>

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
総務班

電話：092-643-3686

FAX：092-643-3698

令和3年8月17日

緊急事態措置の実施について

I これまでの経緯及び現在の感染状況等

本県は、8月2日からはまん延防止等重点措置の対象区域となり、北九州市、福岡市、久留米市及び福岡地域を措置区域として、飲食店における酒類の提供を禁止するなど、緊急事態措置とほぼ同等の措置を実施しています。

8月5日には、新規陽性者数のさらなる増加や病床使用率の上昇を受け、専門家の意見や市町村との協議を踏まえて総合的に判断し、福岡コロナ特別警報を発動しました。発動に伴い、県民及び事業者の皆様に対してあらためて感染防止対策の徹底をお願いするとともに、国に対して緊急事態措置の適用を要請したところです。

こうした中、新規陽性者数は8月12日に初めて一日1,000人を超え、過去最多の1,040人となりました。その後も高い水準で推移するなど爆発的な感染拡大の様相を呈しており、直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数は、8月16日時点で106.5人となっています。これは、緊急事態措置区域である他の都府県に匹敵する数であり、極めて深刻な感染状況にあります。

地域別に見ると、直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数は、福岡市が162.2人、福岡地域が100.5人、久留米市が87.8人、北九州市が77.7人、筑豊地域が72.7人、筑後地域が53.4人、北九州地域が48.8人となっており、すべての地域で国のステージ判断指標のステージⅣ相当（25人以上）を大幅に上回っています。

新規陽性者数の増加に伴い病床使用率も上昇しており、8月16日時点でまん延防止等重点措置を開始した8月2日時点と比べて2倍以上（28.8%→60.7%）となっています。また、中等症者数は同じく2倍以上（164人→374人）となり、これまで低い水準で推移していた重症者数も約2.3倍（12人→28人）に急増し、重症病床使用率は13.8%となっています。

また、国の分科会が示すステージ判断指標を見ても、7つの指標のうち5つがステージⅣ相当に該当しています。

Ⅱ 緊急事態措置の実施

このような本県の感染状況や病床の使用状況等について、知事から西村経済再生担当大臣に直接電話するなど、国と密に情報共有し、協議を続けてきたところ、8月16日、西村大臣から知事に対して、緊急事態措置を実施すべき地域に本県を追加することを検討している旨の連絡がありました。

そして、本日、政府対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第3項の規定に基づき、本県を緊急事態措置を実施すべき区域とし、その期間については、8月20日から9月12日までとすることを決定しました。

これを受け、県では、8月20日以降、以下の措置を徹底することにより、これ以上の感染拡大を何としても食い止め、医療提供体制のひっ迫の回避を図ってまいります。

緊急事態措置の実施に伴い、県民及び事業者の皆様には、これまで以上に厳しい内容のお願いをすることとなり大変心苦しく思いますが、御理解・御協力くださいますようお願いいたします。

県では、引き続き医療提供体制の強化に取り組んでおり、新型コロナ陽性患者を受け入れる病床について、医療機関の協力を得ながら随時増床を図っています。本日も新たに10床を確保し、1,433床に増床しました。そのうち重症病床は202床を確保しています。

また、救急搬送時に受入先がすぐには決まらない事態に備え、8月下旬を目途に酸素投与ステーションを新たに設置し、必要な患者に酸素投与を行うなど、円滑な救急搬送を図ってまいります。

宿泊療養施設については、現在確保している10施設、計2,106室を最大限活用するとともに、そのうちの1施設において、8月16日から重症化リスクのある入所者に対する中和抗体薬の投与を開始しています。

自宅療養者に対しては、全員にパルスオキシメーターを貸し出し、健康観察を徹底しているほか、夜間・休日に発熱等の症状を呈した場合に速やかに相談できるよう、「休日・夜間専用ダイヤル」を8月13日から運用しています。また、食料等の確保が困難な方に対しては、レトルト食品等を無料で配送しています。

新型コロナウイルスに打ち勝つために不可欠なワクチン接種については、円滑に接種が進むよう、引き続き市町村を支援してまいります。

このような取組みを着実に進めることはもちろん重要ですが、容赦なく猛威を振るう新型コロナウイルスから大切な人の命と健康を守るのは、ほかの誰でもなく私たち一人一人です。あらためて自身の意識と行動を見つめ直し、県民・事業者一丸となって感染を封じ込めていきましょう。

Ⅲ 県民・事業者等に対する要請

県民及び事業者の皆様には、次のとおり協力を要請します。

Ⅰ 県民への要請

区域：県内全域

期間：令和3年8月20日（金曜日）0時から9月12日（日曜日）24時まで

（Ⅰ）外出等（特措法第45条第1項）

- ① 日中も含め、不要不急の外出を自粛すること。特に、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること。

ただし、生活や健康の維持に必要な場合を除くものとする。この場合であっても、百貨店の地下食料品売り場など、混雑を生じることのある場所への外出は半減させること。

（生活や健康の維持に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、職場への必要な出勤、屋外での運動や散歩など

- ② 外出する必要がある場合も、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること。特に発熱等の症状がある場合は、外出や移動を自粛すること。
- ③ 不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は自粛すること。どうしても避けられない場合は感染防止対策の徹底と共に、出発地や到着地の空港等で実施しているPCR等の検査を活用し、感染の有無の確認に努めること。

（Ⅱ）飲食

- ① 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控える。（特措法第45条第1

項)

- ② 飲食店等の利用においては、少人数、短時間とし、別添Ⅰ「緊急事態措置期間における感染リスクを避ける飲食店等の利用について」を遵守し、感染防止対策を徹底すること。
- ③ 路上・公園等における集団での飲食など、感染リスクが高い行動は行わないこと。(特措法第45条第1項)

(3) 基本的な事項

- ① 三つの密の回避やマスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ② 20代から30代の若年層において感染拡大が見られ、重症化する事例もある。慎重かつ責任のある行動をすること。
- ③ 電車・バス・タクシー等の公共交通機関の利用においては、常にマスクを着用し、大声での会話を控えること。

2 飲食店への要請

区域：県内全域

期間：令和3年8月20日（金曜日）0時から9月12日（日曜日）24時まで

(1) 休業の要請（特措法第45条第2項）

酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店、喫茶店（特措法施行令第11条第14号）等

- ・宅配、テイクアウトサービスを除く。
- ・酒類及びカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く。
- ・設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業(屋台)を含む。
- ・飲食業の許可を受けていないカラオケ店を含む。
- ・利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む。
- ・遊興施設（特措法施行令第11条第11号）のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けているものを含む。
- ・ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込

まれる施設に該当する場合を除く。

(2) 営業時間短縮の要請(特措法第45条第2項)

酒類及びカラオケ設備の提供を行わない飲食店、喫茶店等

営業時間を5時から20時までの間とすること。

(もともとの営業時間が、5時から20時までの間である施設(店舗)は対象外)

- ・宅配、テイクアウトサービスを除く。
- ・ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当する場合を除く。

(3) その他の要請

- ・別添1「緊急事態措置期間における感染リスクを避ける飲食店等の利用について」を遵守し、感染防止対策を徹底すること。
- ・利用客に、会話の際はマスク着用や大声での会話を控えるよう促すこと。
- ・手洗いなどの手指衛生等の基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ・感染防止対策に取り組んでいることを客観的に示すことができる「感染防止認証マーク」の取得申請に努めること。

【協力金】

- 【第11期】令和3年8月20日(金)0時~9月12日(日)24時まで、休業又は営業時間短縮に協力した飲食店等に対し協力金を給付する。
- 給付額
 - ・中小企業:売上高に応じて1日4万円~10万円
 - ・大企業(中小企業も選択可):売上高減少額に応じて1日最大20万円
 - ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等が休業又は酒類及びカラオケ設備の提供を止めて営業時間短縮に応じた場合、家賃支援金(家賃月額×2/3、上限20万円)を支給する。
- 申請受付期間
9月13日~10月12日(電子申請及び郵送申請)

【協力金の先渡しを行います】

- 協力金の受給実績がある飲食店等に【第11期】協力金の一部を先渡給付する。
- 先渡給付額 ※差額は本申請時に追加給付
64万円(4万円×16日)

- 先渡給付申請受付期間
8月20日～9月4日（電子申請及び郵送申請）
※ 申請方法等については、別途発表予定

3 集客施設への要請等

区域：県内全域

期間：令和3年8月20日（金曜日）0時から9月12日（日曜日）24時まで

- (1) 別添2「施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の内容」のとおり要請する。
- (2) 大規模商業施設（特措法施行令第11条7号の施設で床面積が1,000 m²を超えるもの）においては、人数管理、人数制限、誘導など、感染防止のために事業者が行うべき措置を徹底すること。（特措法第45条第2項）
- (3) 感染リスクが高いとされた百貨店の地下食料品売り場等において、入場者が繁忙期の半数以下となるよう、混雑回避のための入場者の整理等を行うとともに、取組についてホームページ等で公表すること。（特措法第24条第9項）

【協力金】

- 【第5期】令和3年8月20日（金）0時～9月12日（日）24時まで、営業時間短縮に協力した集客施設等に対し協力金を給付する。
- 給付額
- ・集客施設：対象床面積1,000平方メートル毎に20万円
 - ・集客施設のテナント：対象床面積100平方メートル毎に2万円
- 申請受付期間
9月13日～10月12日（電子申請及び郵送申請）
※申請方法等については、別途発表予定

4 催物（イベント等）の取扱い（特措法第24条第9項）

区域：県内全域

期間：令和3年8月20日（金曜日）0時から8月31日（火曜日）24時まで

9月以降の取扱いについては、別途要請する。

- (1) 催物（イベント等）の開催制限の概要

- ・人数上限 5,000 人かつ、収容率 50%
- ・開催は21時までとする。
 - ※ 詳細は別添3「催物の開催制限等について」のとおり。

(2) その他の要請

- ・酒類の提供は行わないこと。
- ・業種別ガイドラインを遵守すること。
- ・主催者は、催物前後に「三つの密」となるような混雑を回避するための方策を徹底すること。

5 事業者等への要請

区域：県内全域

期間：令和3年8月20日（金曜日）0時から9月12日（日曜日）24時まで

- (1) 感染防止のために事業者が行うべき以下の措置（飲食店を含む）を実施すること。（特措法第24条第9項）
- ① 従業員に対し、検査を受けることを勧奨すること。
 - ② 手指の消毒設備を設置すること。
 - ③ 事業所を消毒すること。
 - ④ 換気や座席間の距離の確保、飛沫の飛散防止に有効なアクリル板等の設置など、業種別ガイドラインに従った感染防止策を徹底すること。
 - ⑤ 入場者の感染防止のための整理及び誘導をすること。また、ホームページ等を通じて広く周知すること。
 - ⑥ 発熱、その他の症状のある者の入場を禁止すること。
 - ⑦ 入場者へのマスク飲食を周知すること。
 - ⑧ 正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場を禁止すること（すでに入場した者の退場を含む）。

(2) 職場への出勤等

- ① 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すこと。職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること。
- ② 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。
- ③ 職場においては、業種別ガイドラインに従った感染防止のための取組※を行い、三つの密や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を回避すること。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。

※基本的な感染防止対策の徹底（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保）、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、職員に対する抗原簡易キット等を活用した検査の推奨、発熱等の症状がみられる職員の出勤自粛、出張による職員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用、昼休みの時差取得・職員寮等の集団生活の場での対策

- ④ 自社の従業員に対し、職場の内外を問わず感染防止対策の徹底を呼びかけること。特に、休業要請・営業時間の短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えるよう求めること。

(3) 事業者への協力依頼

- ① 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯。
- ② 公共交通機関の終電時刻の繰り上げ、主要ターミナルにおける検温の実施。

(4) 高齢者施設等における取組

高齢者施設等における基本的な感染防止対策を再確認するとともに、以下の取組を積極的に進めること。

- ① 県等が実施している高齢者施設職員等を対象としたPCR検査事業を活用し、職員の受検を促すこと。（特措法第24条第9項）
- ② 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること。
- ③ 職員に発熱等の症状が認められる場合は、当該職員が出勤しないよう徹

底すること。

- ④ 通所介護事業所等の利用者に対する健康状態の確認や、マスク着用、手指消毒などの感染防止対策の徹底を図ること。
- ⑤ 施設で陽性者が出た場合に備え、国や県が作成した動画等を活用し、職員に対する研修を行うこと。
- ⑥ 陽性者が出た場合には、施設のゾーニングや介助時の留意点等に関して感染症専門医等からの指導・助言を受け、適切に対処すること。

6 学校等の取扱い

学校教育活動は、三つの密の回避やマスクの着用等の基本的な感染防止対策を徹底した上で実施し、身体接触や大きな発声を伴う活動等の感染リスクの高い活動は実施しないよう要請する。

なお、課外授業等については、資格取得その他進路の指導に関するものを除いて、実施しないよう要請する。

また、部活動についても、公式大会への参加及びそのための必要最小限の活動を除いて、実施しないよう要請する。

7 県有施設及び県主催イベントの対応について

(1) 県有施設

原則として、閉館とする

(2) 県主催イベント

原則として、中止若しくは延期とする。

なお、上記の対応状況は、県のホームページに随時掲載する。

緊急事態措置期間における感染リスクを避ける飲食店等の利用について

飲食店等の遵守事項	利用者の遵守事項
○酒類の提供を行わないこと。 ○利用者間の距離の確保等 ・座席は、真正面の配席を避け、座席間隔を 1m 以上確保する。又はテーブル上にアクリル板等を設置し区切る。 ・テーブル間は 1m 以上の間隔をあけるか、アクリル板等で区切る。 ・カウンター席の間隔は 1m 以上確保する。又はカウンターテーブル上にアクリル板等を設置し区切る。 ○換気の徹底 ・30 分に 1 回、5 分程度 2 方向の窓を全開するなどして十分な換気を確保する。 ○利用者への呼びかけ等 ・飲食時以外のマスク着用を徹底するよう促す。 ・入店時に検温、手指消毒を促す。 ・会話の際はマスク着用や大声での会話は控えるよう促す。 ・滞在時間が長時間（2 時間以上）とならないよう促す。	○予約時 ・感染防止宣言ステッカー又は感染防止認証マーク掲示店など、利用者間の距離の確保や換気等の感染防止対策が徹底されている飲食店を利用する。 ○利用時 ・飲食店への酒類の持込を行わない。 ・利用する飲食店等の感染防止対策を守り、協力する。 ・会話の際は、マスクを着用し、大声を出さない。（個人宅等での会食を伴う集まりも含む） ・入店時に検温、手指消毒を行う。 ・大声での会話など、感染リスクが高まる行動は控える。 ・飲食店の利用においては、少人数、短時間での利用とする。 ○その他 ・バーベキューなど、屋外の飲食においても感染防止対策を徹底する。

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の内容

<施設利用関係>

特措法施行令第11条の施設		緊急事態宣言での措置
結婚式場	結婚式場	飲食店と同様の要請（特措法第45条第2項） ※上記に加え、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう）で開催するように働きかけること。
第4号	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 イベント開催時は、21時までの営業時間短縮要請（特措法第24条第9項） ※1：上記に加え、入場整理等の要請（特措法第24条第9項） ※2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3：イベント開催以外の場合は、 1000平米超：20時までの営業時間短縮要請（特措法第24条第9項） 1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ ※4：映画館については、 1000平米超：21時までの営業時間短縮要請（特措法第24条第9項） 1000平米以下：21時までの営業時間短縮働きかけ ※5：店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。） 及びカラオケ設備使用自粛
第5号	集会場、公会堂 など	
第6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	
第8号	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
第9号	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	
第10号	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	

※入場整理等：感染防止のために事業者が行うべき措置の内容のとおり

※1000平米の考え方：屋内の床面積の合計

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の内容

＜施設利用関係＞（第24条第9項等）

特措法施行令第11条の施設		緊急事態宣言での措置
第9号	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	1000平米超：20時までの営業時間短縮要請（特措法第24条第9項）
第11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ
第12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	※1：上記に加え、入場整理等の要請（特措法第24条第9項） ※2：店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛
第7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	1000平米超：20時までの営業時間短縮要請（生活必需物資を除く。）（特措法第24条第9項） 1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ（生活必需物資を除く。） ※1：上記に加え、入場整理等の要請（特措法第45条第2項） ※2：店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛
	スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	感染防止対策の徹底等
第1～3号	幼稚園、小学校、中学校、高校 保育所、介護老人保健施設 大学	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請
第5号	葬祭場	酒類提供自粛（酒類の店内持込含む。）の働きかけ
第10号	図書館	入場整理の働きかけ
第11号	ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ
第12号	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	
第13号	自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ

※入場整理等：感染防止のために事業者が行うべき措置の内容のとおり

※1000平米の考え方：屋内の床面積の合計

催物の開催制限等について

催物（イベント等）の開催制限等については、8月20日（金曜日）から8月31日（火曜日）まで、以下の取扱いとする。

9月以降の取扱いについては、別途通知する。

1 催物の開催制限の目安等

・ イベント主催者及び施設管理者の双方において、別紙1「イベント開催時の必要な感染防止策」を講じる場合は、催物の開催制限について、後記2の人数上限及び収容率を適用する。

・ 上記以外の場合は、適切な感染対策を講じた上で、下記の人数上限及び収容率を原則とする。

＜人数上限及び収容率＞

○屋内：5,000人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数

○屋外：5,000人以下、かつ人と人との距離を十分確保（できるだけ2m）

2 人数上限及び収容率要件

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

（1）人数上限

5,000人

（2）収容率

① 収容定員が設定されている場合

収容定員の50%以内

② 収容定員が設定されていない場合

十分な人と人との距離（1m）を確保できること

3 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等については、次のとおりの対応とする。

- (1) 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの

引き続き、中止を含めて慎重に検討すること。具体的には、催物を開催する場合については、十分な人と人との間隔（1m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

- (2) 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるもの（6月19日以降は人数制限が撤廃）

引き続き、適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保（1m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずること。イベント主催者等は、イベントを開催する前に、イベント参加者による厚生労働省から提供されている接触確認アプリCOCOAや各地域で取り組まれている接触確認アプリの活用や、感染拡大防止のためのイベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。

なお、地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等において、別紙3に該当するものについては、開催可能とする。

4 催物の開催に関する留意事項

- (1) 感染防止策の注意喚起

別紙4「屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント」、別紙5「エビデンス等を踏まえた個別イベントの開催のあり方について」及び別紙6「イベントの大規模化に伴い高まるリスクへの対策」で示しているとおり、イベント主催者等は、屋内での十分な換気、並びに接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染、大声、飲食、及び参加者の自由移動のリスクに応じた感染防止策、感染者の来場を防ぐ対策及び感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築等を適切に行うこと。

- (2) 催物前後における感染防止策の徹底

公共交通機関等の密集や催物後の会食等により、イベント主催者が管理できない場所（催物前後など）での感染拡大リスクが高まる場合があることにも留意し、催物前後における感染防止策を徹底すること。

(3) 感染リスクが高まる「5つの場面」について

新型コロナウイルス感染症対策分科会からの提言である、別紙7に示された感染リスクが高まる「5つの場面」を回避するよう努めること。

(4) 県との事前相談

イベント主催者及び施設管理者は、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントについては、事前に県に相談すること。

また、全国的な移動を伴わず1000人を超えないイベントについては本県への事前相談は不要ですが、参加者へ感染症対策を周知する目的から、可能な限りで事前相談票（チェックリスト）の公表をお願いいたします。

(5) 前売りチケット等の取扱い

8月19日までにチケット販売が開始された催物のチケット（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの）は、従来、本県が適用していた目安を超えない限りにおいて、上記の制限は適用せず、キャンセル不要と扱う。ただし、8月20日から、本目安を超過するチケットの新規販売を停止すること。

【 添付資料 】

- 別紙1 イベント開催時の必要な感染防止策
- 別紙2 映画館等（飲食を伴うものの発生がないもの）における感染防止策
- 別紙3 野外フェス等における感染防止策
- 別紙4 屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント
- 別紙5 エビデンス等を踏まえた個別イベントの開催のあり方について
- 別紙6 イベントの大規模化に伴い高まるリスクへの対策
- 別紙7 感染リスクが高まる「5つの場面」
- 別紙8 県主催イベントに係る対応について
- 別紙9 催物（イベント等）を開催する際の感染防止対策
- 別紙10 感染状況に応じたイベント開催制限等について

イベント開催時の必要な感染防止策①

【別紙 1】

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

①	マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） * マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと * 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 * 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨	飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩	参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 * ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 * アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮	入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限**5,000**人又は収容率要件**50%**のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

映画館等（飲食を伴うものの発声がないもの）における感染防止策

【別紙2】

- 今後、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提に
しうる催物に限定して、収容率を100%以内にすることができるとする。

具体的な条件（感染防止策）

①	食事時以外のマスク着用厳守	・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・ イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
②	会話が想定される場合の飲食禁止	・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
③	十分な換気	・ 二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること (野外的場合は確認を要しない)
④	連絡先の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等
⑤	食事時間の短縮	・ 長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

野外フェス等における感染防止策

【別紙3】

- これまで、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合については、「十分な人と人との間隔（1 m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること」とされていたが、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人と人との間隔が設ける」ことに該当し、開催可能と明確化。

具体的な条件（感染防止策）

① 身体的距離の確保	・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
② 密集の回避	・定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・誘導人員の配置 ・時差・分散措置を講じた入退場
③ 飲食制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛
④ 大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
⑤ 催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑥ 連絡先の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等

屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント

【別紙4】

基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「**新しい生活様式の定着**」、「**業種別ガイドラインの遵守**」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・**自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的）等）に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。**「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

感染リスク

感染防止策

接触感染

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる
- ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加

- ・こまめな**手洗い**の励行
- ・出入口、トイレ等での**手指消毒**
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人とが**触れ合わない距離**の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

飛沫感染

※ 5 μ m以上の粒子

- ・感染者の飛沫（5 μ m以上）の吸い込み
- ※マスクを外す場合(会場での飲食等)には、飛沫飛散が生じ感染リスク増加

- ・**マスク着用**（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・**演者が発声**する場合には、**舞台から観客の間隔を2 m**確保
- ・**劇場・ホール内での食事**は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため**自粛**を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

マイクロ飛沫感染

※ 5 μ m未満の粒子

- ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク）
- ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク）
- ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空気中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告

- ・**大声を伴うイベント**では**隣席との身体的距離の確保**
- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1 m）空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため**換気を強化**

（留意事項）

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し 等）
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入 等）
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

エビデンス等を踏まえた個別イベントの開催のあり方について

基本的方向性

- ・これまでの基本的な感染防止策（別紙1）を前提に、**①大声を出すことによるリスク、②食事すること（マスクを外すこと）によるリスク、③参加者の自由行動を伴うことによるリスク**の3点について検討。
- ・各リスクに対する必要な感染防止策をエビデンス、実績等に基づき検討。
- ・**必要な感染防止策を講じる場合は、これまでの実績も踏まえつつ、開催制限の緩和が考えられる。**
- ・イベントの大規模化に伴い一般に高まるリスクについても、具体的な対策内容を検討。

感染リスク**エビデンス・実績****必要な感染防止策****大声を出す**

- 合唱（演者間の距離）
- ・飛沫、マイクロ飛沫の飛散による**演者間**の感染

- 合唱（演者間の距離）
- ・屋内の飛沫、マイクロ飛沫の**シミュレーション**

- 合唱（演者間の距離）
- ・演者やその家族の**体調・行動管理**
- ・講じる防止策（マスク、フェイスシールド、マウスシールド着用等）に応じた**適切な対人距離**の確保
例：マスク着用時は前後1m左右50cm、未着用時は前後2m左右1m等
- ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）

食事をする

- ・食事に伴いマスクを外した場合の、**発声による飛沫、マイクロ飛沫の飛散**

- ・食事時の飛沫飛散の**実測**

- 映画館（別紙2）
- ・会話等の発声が生じていない**実績**
- ・食事時の**会話厳禁**（注意喚起、監視体制等）
- ・食事時以外の**マスク着用厳守**（必要に応じ配布等）
- ・食事時間の**短縮**
- ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）

参加者の自由行動を伴う

- ・会場内での**密接、密集**の発生による**接触感染、飛沫感染**の増加可能性
- ・固定席に比べ、**接触機会が増加**

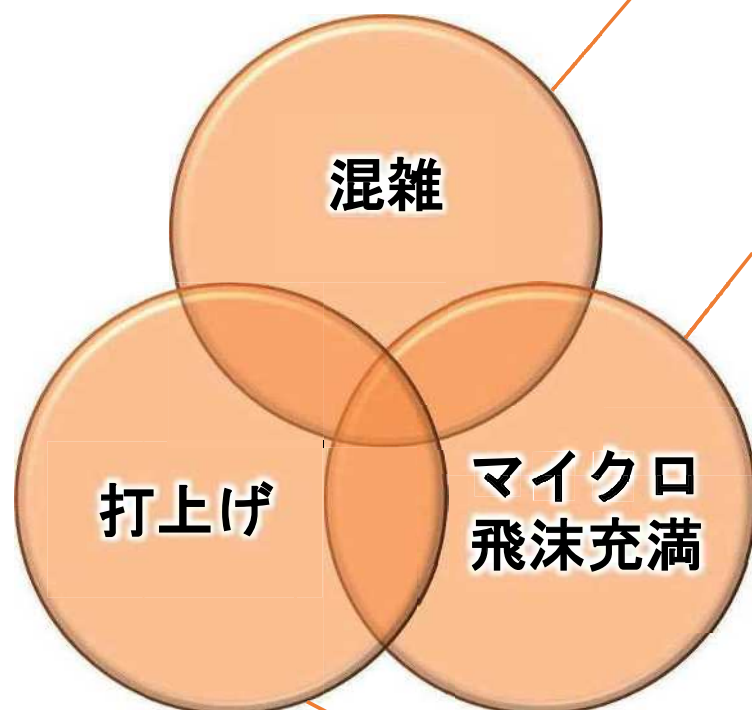
- ・屋外の飛沫、マイクロ飛沫の**シミュレーション**
- ・感染防止策を講じた**実証実績**

- 野外ロックフェス、初詣（別紙3、4）
- ・移動時の適切な**対人距離**の確保（誘導人員の配置等）
- ・区画あたりの**人数制限**、ビニールシート等を用いた**適切な対人距離の確保**
- ・飲食の適切な制限、過度な飲酒の**禁止**
- ・大声が発生しないよう**注意喚起**

イベントの大規模化に伴い高まるリスクへの対策

- イベントが**大規模化するにつれて、混雑、マイクロ飛沫充満、打上げ**により、**感染リスクが高まるおそれ**がある。
- イベントごとの態様や場面において、以下に代表されるような具体的な対策内容をそれぞれ検討することが求められる。

イベントの大規模化に伴い
リスクが高まる場面



○想定される場面

密接・密集

接触・飛沫

共用部（トイレ、廊下、売店、休憩所等）、入退場時、駅等～会場、交通機関

○対策例

- ・ 行列ができる場所における**足元マーク**設置
- ・ 定点カメラやデジタル技術による**混雑状況のモニタリング・発信**
- ・ **時差・分散**（利用する駅の分散等）**措置**を講じた入退場
- ・ 駅等～会場における**誘導員**の配置、シャトルバス等の**増便**
- ・ **交通機関との連携**（臨時便の検討等）

○想定される場面

密閉

マイクロ飛沫

共用部（トイレ、廊下、休憩所等）、地下道、交通機関
※冬場は寒気の流入防止による密閉が生じがちなため特に注意

○対策例

- ・ 必要に応じ**入場人数を制限**
- ・ 仮設休憩所（テント、プレハブ等）の**適切な換気**
- ・ **換気状況のモニタリング**（CO2濃度計測装置の設置等）
- ・ 地下道を避け、**地上道路を利用**するよう誘導
- ・ 交通機関における**走行中の窓の解放**

○想定される場面

3密

接触・飛沫・マイクロ飛沫

飲食店での飲み会、カラオケ等のイベント

○対策例

- ・ **自治体との連携**により、**会場や駅周辺の飲食店等に注意喚起**
- ・ 参加者に**飲食店等の事前予約**を推奨
- ・ 「**感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫**」に沿った飲み会等
- ・ **歌唱を行う場合のマスク着用**

感染リスクが高まる「5つの場面」

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



【別紙 8】

県主催イベントに係る対応について

県主催の一般県民が参加するイベントや集会については、前述のイベントの取扱いと同様とし、参加者の人数、高齢者などの属性及び限定の度合い、開催地、会場の状況等を考慮して、個別にその開催の可否を判断する。

開催する場合には、入場者の制限や誘導、接触確認アプリの活用促進、連絡先の把握、大声の抑止、手指の消毒設備の設置、マスクの着用の徹底、室内の十分な換気の実施など適切な感染防止対策を徹底する。

催物(イベント等)を開催する際の感染防止対策

催物（イベント等（余興等や飲食を伴うものを含む））を開催する際は、特に以下の感染防止対策を徹底すること。なお、会場については、以下の対策を徹底できる会場を選ぶこと。

【基本的な対策】

《感染の疑いがある者の入場制限》

- ☐ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状のある方の入場を制限する。
- ☐ 発熱等の症状のため入場を制限した場合の払い戻し措置等を規定しておく。

《感染者との接触確認対策の徹底》

- ☐ 開催前に、参加者に接触確認アプリ「COCOA」のインストールを呼びかける。
（アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
- ☐ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意した上で、参加者の連絡先等の把握を徹底する。

《「新しい生活様式」に基づく感染防止策の徹底》

- ☐ 参加者及びスタッフのマスク着用を徹底する（熱中症等の対策が必要な場合を除く）。マスクを持参していない者がいた場合は、主催者側でマスクを配布し、着用率 100%を担保する。
- ☐ 参加者及びスタッフのこまめな手洗い・手指消毒などを徹底する。
- ☐ 参加者に会話をする際は可能な限り真正面に向き合うことを避けるよう呼びかける。
- ☐ 会場における握手等の交流等を極力控えるよう呼びかける。
- ☐ 参加者に催物前後や移動中における感染防止のための適切な行動（感染リスクのある行動の回避）を行うよう呼びかける。（交通機関、飲食店等の分散利用）

《三密環境の回避》

- ☐ 入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底する。（入場口、トイレ、売店等の密集の回避）
- ☐ 受付及び会場内では、人と人との距離（できるだけ1m）を確保する。
- ☐ 入退場時の制限や誘導を行い、人と人との距離（できるだけ1m）を確保する。
- ☐ 施設の常時換気を徹底する〔※屋内の場合〕。
- ☐ 休憩スペース、更衣室、楽屋、控室等についても、三密とならないよう徹底する。

《施設・設備面における感染防止策の徹底》

- ☐ 受付など人と人が対面する場所は、パーテーションやビニールカーテンを設置する。
- ☐ 手指消毒設備を設置する（出入口、受付、会場内、スタッフルーム等）。
- ☐ 施設の共用部分（トイレ、テーブル等）を定期的（概ね1時間ごと）に消毒する。
- ☐ トイレではペーパータオルを設置し、ハンドドライヤー・共通タオルは控える。

《業種別ガイドライン等に則した感染防止策の徹底》

- ☐ 上記のほか、主催者及び施設事業者が属する業種における感染拡大防止のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底する。

（次ページに続く）

【主催者・来賓挨拶、乾杯の発声、余興等を行う場合の対策】

《演出面における感染防止策の徹底》

- ☐ 挨拶者等と参加者との距離（できるだけ2m）を確保する。それができない場合は、挨拶者等から飛沫が拡散しないためにビニールカーテン等を設置する。
- ☐ 参加者と接触するような演出（参加者をステージに上げる、催物前後や休憩時間に接触する等）は行わない。
- ☐ 余興等を行う際は、参加者と十分な距離（できるだけ2m）を確保する。
- ☐ 大声を発する余興等は控える。

《感染防止のための参加者への呼びかけ》

- ☐ 参加者に大声による発声を控えるよう呼びかける。（個別に中止、対応等ができる体制を整備）
- ☐ スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止する。
- ☐ 集合写真を撮影する際は、直前までマスクを着用し、会話を控えるよう呼びかける。
- ☐ スナップ写真を撮影する際は、密集となることのないポーズとするよう呼びかける。

《設備面における感染防止策の徹底》

- ☐ マイクは、使用の都度、消毒又は交換を行う。

【飲食等を伴う場合の対策】

《飲食物提供時における感染防止策の徹底》

- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に提供する、従業員等が取り分けるなど工夫する。
- ☐ ビュッフェ方式の場合は、料理を小皿に盛って提供する、従業員等が取り分ける、料理を蓋等でカバーする、頻繁にトング等を交換するなど工夫する。
- ☐ 料理やドリンクの受け渡しは、手渡しではなくトレイを使用する。

《感染防止のための参加者への呼びかけ》

- ☐ 参加者同士のお酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けるよう呼びかける。
- ☐ 受付及び会場内に「食事中以外はマスクの着用をお願いする」旨掲示する。
- ☐ 食事中以外はマスクを着用し、会話をする際は可能な限り真正面に向き合うことを避けるよう呼びかける。

《配席計画時における感染防止策の徹底》

- ☐ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する。
- ☐ 着席形式の場合、テーブルとテーブルの間の距離、一つのテーブルに着席できる人数、着席の仕方などについて、飛沫感染が予防できるよう工夫する。

感染状況に応じたイベント開催制限等について

	収容率※4	人数上限※4
緊急事態措置区域	50%	5,000人
まん延防止等重点措置	大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内	(まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人
緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置 解除後の 経過措置 (約1か月)		5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方 注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人 →実証時20,000人に緩和。
その他都道府県※3		5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方

- ※1 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。
- ※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。
- ※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける(人数上限なし)。
- ※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)。
- ※5 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等については、令和2年9月11日付け国事務連絡1.(2)のとおり取り扱う。